

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第４条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【受注者希望型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>